

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月30日

鳥取県知事 平井伸治

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

#### 1 和解の相手方

東伯郡三朝町 個人

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金7,104円を支払うものとすること。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

平成28年12月14日

##### (2) 事故発生場所

東伯郡三朝町大字東小鹿地内

##### (3) 事故の状況

和解の相手方が、一般県道三朝中線を小型乗用自動車で走行中、沿道の斜面から路上

に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。